

静岡県告示第306号

省エネ住宅新築等事業費補助金交付要綱（令和4年静岡県告示第326号）の一部を次のように改正する。  
 令和7年4月11日

静岡県知事 鈴木康友

改正前				改正後																							
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) この要綱において「子育て世帯」とは、<u>子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱（令和5年11月29日付け国住生第224号）第2の1</u>に規定する子育て世帯をいう。</p> <p>(8) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、<u>子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱第2の2</u>に規定する若者夫婦世帯をいう。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>				<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) この要綱において「子育て世帯」とは、<u>子育てグリーン住宅支援事業補助金交付要綱（令和6年12月19日付け国住生第239号）第2の1</u>に規定する子育て世帯をいう。</p> <p>(8) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、<u>子育てグリーン住宅支援事業補助金交付要綱第2の2</u>に規定する若者夫婦世帯をいう。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) この要綱において「しずおか優良木材等」とは、<u>知事が別に定めるところにより認定された認定工場が生産した製品及び知事が別に定めるところにより静岡県産材であることが証明された日本産業規格又は日本農林規格に適合する製品をいう。</u></p> <p>(12) この要綱において「森林認証材」とは、<u>しずおか優良木材等のうち、知事が別に定めるところにより森林認証をされた森林で生産された木材を製材し、又は加工したものをいう。</u></p>																							
<p><b>別表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業区分</th> <th colspan="2">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助額</th> </tr> <tr> <th>事業内容</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>40万円 <u>ただし、知事が別に定める木材を使用する場合（使用された当該木材の体積が4立方メートル未満の場合を除く。）</u>にあつては、次に掲げる使用された当該</td> </tr> </tbody> </table>				事業区分	補助の対象		補助額	事業内容	経費	(略)			40万円 <u>ただし、知事が別に定める木材を使用する場合（使用された当該木材の体積が4立方メートル未満の場合を除く。）</u> にあつては、次に掲げる使用された当該	<p><b>別表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業区分</th> <th colspan="2">補助の対象</th> <th rowspan="2">補助額</th> </tr> <tr> <th>事業内容</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>40万円</td> </tr> </tbody> </table>				事業区分	補助の対象		補助額	事業内容	経費	(略)			40万円
事業区分	補助の対象		補助額																								
	事業内容	経費																									
(略)			40万円 <u>ただし、知事が別に定める木材を使用する場合（使用された当該木材の体積が4立方メートル未満の場合を除く。）</u> にあつては、次に掲げる使用された当該																								
事業区分	補助の対象		補助額																								
	事業内容	経費																									
(略)			40万円																								

木材の割合の区分に応じ、それぞれに掲げる額を加えて得た額とする。

(1) 50パーセント以上 使用された当該木材の体積（1立方メートル未満の端数がある場合にあつては、これを切り捨てた体積）に1立方メートル当たり15,000円を乗じて得た額と30万円とを比較して少ない方の額

(2) 50パーセント未満 使用された当該木材の体積（1立方メートル未満の端数がある場合にあつては、これを切り捨てた体積）に1立方メートル当たり10,000円を乗じて得た額と20万円とを比較して少ない方の額

備考 しずおか優良木材等を使用する場合  
（使用されたしずおか優良木材等の体積が4立方メートル未満の場合を除く。）の補助額は、この表に定める額に、使用されたしずおか優良木材等の体積（1立方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた体積）に1立方メートル当たり15,000円（使用されたしずおか優良木材等の割合が50パーセント未満の場合にあつては、10,000円）を乗じて得た額と30万円（使用されたしずおか木材等の割合が50パーセント未満の場合にあつては、20万円）とを比較して少ない方の額を加えて得た額（使用されたしずおか優良木材等が森林認証材である場合にあつては、当該加えて得た額に、使用された森林認証材の体積（1立方メートル未満の端数がある場合は、こ

	<u>れを切り捨てた体積)に1立方メートル当 たり5,000円を乗じて得た額と10万円とを比 較して少ない方の額を加えて得た額)とす る。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。